



## 一、最新中国法令

### ● 关于执行案件移送破产审查若干问题的指导意见

【发布单位】最高人民法院  
 【发布文号】法发〔2017〕2号  
 【发布日期】2017-01-20  
 【内容提要】该意见内容包括：

<b>明确执行案件移送破产审查应符合的条件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被执行人为企业法人；</li> <li>被执行人或有关被执行人的任何一个执行案件的申请执行人书面同意将执行案件移送破产审查；</li> <li>被执行人不能清偿到期债务，并且资产不足以清偿全部债务或明显缺乏清偿能力。</li> </ul>
<b>执行法院应加强告知和征询工作</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>执行法院采取财产调查措施后，发现作为被执行人的企业法人符合破产法第二条规定的，应当及时询问申请执行人、被执行人是否同意将案件移送破产审查。</li> <li>申请执行人、被执行人均不同意移送且无人申请破产的，执行法院应当按照《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉的解释》第五百一十六条的规定处理（执行变价所得财产，按顺序清偿），企业法人的其他已经取得执行依据的债权人申请参与分配的，法院不予支持。</li> </ul>
<b>管辖法院</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>执行案件移送破产审查原则上由被执行人住所地的中级法院管辖。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.court.gov.cn/...>

### ● 关于促进开发区改革和创新发展的若干意见

【发布单位】国务院办公厅  
 【发布文号】国办发〔2017〕7号  
 【发布日期】2017-02-06  
 【内容提要】该意见提出加快开发区转型升级、深化开发区体制改革、完善开发区土地利用机制等。其中包括：

<b>加快开发区转型升级</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>主动培育高端装备、机器人、新一代信息技术、生物技术、新能源、新材料、数字创意等战略性新兴产业；促进生产型制造向服务型制造转变，大力发展研发设计、科技咨询、</li> </ul>

## 一、最新中国法令

### ● 執行事案の破産審査移行若干事項に関する指导意见

【発布機関】最高人民法院  
 【発布番号】法発〔2017〕2号  
 【発布日】2017-01-20  
 【概要】本意見には以下の内容が含まれる。

<b>執行事案を破産審査に移行するために満たすべき条件を明確にした</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被執行人が企業法人であること。</li> <li>被執行人又は係る被執行人のいずれかの執行事案の執行申立人が執行事案を破産審査に移行することについて書面で同意していること。</li> <li>被執行人が期限が到来している債務を弁済できておらず、尚且つ資産では全ての債務を弁済するに足りない又は弁済能力が著しく欠けていること。</li> </ul>
<b>執行裁判所は告知・意見聞き取り作業を強化しなければならない</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>執行裁判所は財産調査措置を講じた後、被執行人である企業法人が破産法第二条規定に適合することを発見した場合、事案を破産審査に移行することに同意するかどうかについて、執行申立人、被執行人の意見を聞かなければならない。</li> <li>執行申立人、被執行人がいずれも移行に同意せず、且つ誰も破産を申し立てていない場合、執行裁判所は『中華人民共和國民事訴訟法』適用に関する最高人民法院の解釈』第五百一十六条規定に従い処理（時価で売却した財産で、順に弁済する）しなければならない、企業法人である他の執行根拠を取得済みの債権者が分配参加を申し立てた場合、裁判所はこれを認めないものとする。</li> </ul>
<b>管轄裁判所</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>執行事案を破産審査に移行するにあたっては原則上、被執行人の住所地の中級裁判所が管轄する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.court.gov.cn/...>

### ● 開発区の改革及びイノベーションによる発展を促進することに関する若干意見

【発布機関】國務院弁公庁  
 【発布番号】国弁発〔2017〕7号  
 【発布日】2017-02-06  
 【概要】本意見では、開発区のモデルチェンジ・アップグレードを加速し、開発区の体制改革を推進し、開発区の土地利用メカニズムを整えて行くことなどについて提起している。具体的には以下が含まれる。

<b>開発区のモデルチェンジ・グレードアップを加速する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイエンド設備、ロボット、次世代情報技術、ハイテクテクノロジー、新エネルギー、新素材、デジタル・クリエイティブなどの戦略的新興産業の育成に積極的に取り組む。生産型製造からサービス型製</li> </ul>

<p>第三方物流、知识产权服务、检验检测认证、融资租赁、人力资源服务等生产性服务业。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鼓励开发区积极吸引外商投资和承接国际产业转移。支持开发区内符合条件的跨国企业集团开展跨境双向人民币资金池业务。允许符合条件的开发区内企业在全口径外债和资本流动审慎管理框架下，通过贷款、发行债券等形式从境外融入本外币资金。</li> <li>将符合条件的出口加工区、保税港区等类型的海关特殊监管区域逐步整合为综合保税区。</li> </ul>
<p><b>深化开发区体制改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各省（区、市）政府要加大简政放权力度，将能够下放的经济管理权限，依照法定程序下放给开发区。</li> <li>对于开发区内企业投资经营过程中需要由所在地人民政府有关部门逐级转报的审批事项，探索取消预审环节，简化申报程序，可由开发区管理机构直接向审批部门转报。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.gov.cn/...>

<p>造への転換を促進し、研究開発設計、科学技術コンサルティング、第三者物流、知的財産権サービス、検査検測認証、ファイナンスリース、人的資源サービスなどの生産型サービス業の発展に力を入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発区が外国投資を積極的に誘致すること、国際産業移転の受入先になることを奨励する。開発区内の条件を満たす多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開することを支持する。条件を満たす開発区内の企業が全方位の外債及び資本流動のマクロプルーデンス管理枠組みの下で、貸付、債券発行などの形で国外から人民元・外貨資金を調達することを認める。</li> <li>条件を満たす輸出加工区、保税港区などの形態の税関特別監督管理区を総合保税区に徐々に統合して行く。</li> </ul>
<p><b>開発区体制改革を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各省（区、市）政府は行政の簡素化、下部への権限委譲の度合いを拡大し、委譲可能な経済管理の権限を法定手続きに従い、開発区へ委譲する。</li> <li>開発区内の企業の投資経営過程において、所在地の人民政府の関係部門が級ごとに順を追って報告して行く必要のある審査許可事項について、予備審査手続きを廃止し、申告手続きの簡素化を図り、開発区管理機関が直接、審査許可部門に報告できるようにする体制を模索する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.gov.cn/...>

● **关于在入境检查时留存外国人指纹等人体生物识别信息的有关事项的公告**

【发布单位】公安部  
 【发布日期】2017-01-29  
 【内容提要】2017年，中国边检机关将分期分批在全国对外开放口岸对入境中国的14（含）至70（含）周岁外国人留存指纹（02月10日在深圳机场等口岸开展试点）。持外交护照或有对等互惠安排等5类情形的入境外国人，可以免留指纹。

【备注】

- 2013年07月01日实施的《[出境入境管理法](#)》第七条规定：经国务院批准，公安部、外交部根据出境入境管理的需要，可以对留存出境入境人员的指纹等人体生物识别信息作出规定。
- 留存出境入境人员的生物识别信息是加强出境入境管理的重要举措，目前国际上已有多个国家实施这一措施，主要目的是防止伪造和冒用证件。

● **入国検査時、外国人の指紋など人体生物識別情報を保管しておくことに関する公告**

【発布機関】公安部  
 【発布日】2017-01-29  
 【概要】2017年、中国出入国検査機関は数回に分けて、全国の対外開放出入国所において、中国に入国した満14歳から70歳までの外国人の指紋を採取し保管する（2月10日、深セン空港などの出入国所で試験的に実施する）。外交旅券を所持している又は対等互惠取り決めがあるなどの5つの状況に該当する外国人が入国するにあたっては、指紋採取を免除することができる。

【備考】

- 2013年7月1日実施の「[出入国管理法](#)」第七条規定：国务院の承認を得て、公安部、外交部は出入国管理上の必要により、出入国する人員の指紋などの人体生物識別情報の保管について規定することができる。
- 出入国人員の生物識別情報を保管することは、出入国管理を強化するうえでの重要な措置であり、現在、国際的にも、このような措置は数か国で実施されている。この主な目的は証書の偽造と不正使用を防止するためである。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.mps.gov.cn/...](http://www.mps.gov.cn/)

● [关于清理规范互联网网络接入服务市场的通知](#)

【发布单位】工业和信息化部  
【发布文号】工信部信管函〔2017〕32号  
【发布日期】2017-01-22  
【内容提要】工业和信息化部决定自发布之日起至2018年03月31日，在全国范围内对互联网网络接入服务市场开展清理规范工作。包括：

- 依法查处互联网数据中心(IDC)业务、互联网接入服务(ISP)业务和内容分发网络(CDN)业务市场存在的无证经营、超范围经营、“层层转租”等违法行为。
- 未经电信主管部门批准，不得自行建立或租用专线(含虚拟专用网络VPN)等其他信道开展跨境经营活动。基础电信企业向用户出租的国际专线，应集中建立用户档案，向用户明确使用用途仅供其内部办公专用，不得用于连接境内外的数据中心或业务平台开展电信业务经营活动。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.miit.gov.cn/...](http://www.miit.gov.cn/)

● [关于扩大通关作业无纸化适用范围的公告](#)

【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告2017年第8号  
【发布日期】2017-02-03  
【实施日期】2017-02-03  
【内容提要】海关总署决定将适用通关作业无纸化企业范围扩大到所有信用等级企业。企业经与直属海关、第三方认证机构(中国电子口岸数据中心)签订电子数据应用协议后，可在全国海关适用“通关作业无纸化”通关方式，不再需要重复签约。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info838535.htm>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.mps.gov.cn/...](http://www.mps.gov.cn/)

● [インターネット接続サービス市場の整備・規範化に関する通知](#)

【発布機関】工業情報化部  
【発布番号】工信部信管函〔2017〕32号  
【発布日】2017-01-22  
【概要】工業情報化部は、発布日から2018年3月31日までの期間において、全国範囲でインターネット接続サービス市場の整備・規範化作業を実施することを決定した。具体的には以下が含まれる。

- インターネットデータセンター(IDC)業務、インターネット接続サービス(ISP)業務及びコンテンツ配信ネットワーク(CDN)業務市場に存在する無免許経営、経営範囲を逸脱した経営、「又貸し」などの違法行為を法に依拠し取り締まる。
- 電信主管部門の許可を得ずに、専用回路(仮想プライベートネットワークVPNを含む)などのその他チャンネルを自ら構築したり、又はレンタルしてクロスボーダー経営活動をしてはならない。基礎的電気通信企業がユーザーに対して国際専用回線を貸し出すにあたっては、ユーザー情報ファイルを一齐に作成し、使用用途はユーザー内部の業務のみに限定し、国内・外のデータセンター又は業務プラットフォームに接続し電気通信業務経営活動を行うことに使用してはならないことを明確に説明しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.miit.gov.cn/...](http://www.miit.gov.cn/)

● [通関作業ペーパーレス化の適用範囲の拡大に関する公告](#)

【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告2017年第8号  
【発布日】2017-02-03  
【実施日】2017-02-03  
【概要】税関総署は、通関作業ペーパーレス化が適用される企業の範囲を全ての信用格付け企業に拡大することを決定した。企業が直属の税関、第三者認証機構(中国電子検問所データセンター)と電子データ・アプリケーション合意書を締結した後で、全国の税関で「通関作業ペーパーレス化」通関方式の適用が可能となり、改めて締結し直す必要はない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info838535.htm>

- 关于实施遏制重特大事故工作指南全面加强安全生产源头管控和安全准入工作的指导意见

【发布单位】国务院安委会办公室  
 【发布文号】安委办〔2017〕7号  
 【发布日期】2017-02-06  
 【内容提要】该意见提出：

<b>明确规划设计安全要求</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 加快实施人口密集区域的危险化学品和化工企业生产仓储场所安全搬迁工程。新建化工企业必须进入化工园区。</li> </ul>
<b>严格重点行业领域安全准入</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各地要根据法律法规、本地区行业领域实际等，明确高危行业领域企业安全准入条件，对不符合产业政策、达不到安全生产条件的企业一律不予核准。</li> <li>▪ 各地要根据实际制定本地区危险化学品等“禁限控”目录并严格执行。</li> <li>▪ 完善建设项目安全设施和职业病防护设施“三同时”制度。从严审查危险化学品生产储存、金属冶炼等建设项目安全卫生设施设计。严格督促落实粉尘、化工毒物危害严重项目等安全设施与职业病防护设施“三同时”制度。</li> <li>▪ 严格审批重点行业领域建设项目。高危项目审批必须把安全生产作为前置条件。</li> </ul>
<b>强化生产工艺、技术、设备和材料安全准入</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 加快淘汰退出落后产能。对限制类、淘汰类的危险化学品、金属冶炼等建设项目不得核准。</li> <li>▪ 提高危险货物运输车辆制造安全技术标准及安全配置标准。</li> <li>▪ 强制淘汰不符合安全标准的工艺技术装备和材料。</li> </ul>
<b>建立特殊场所安全管控制度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 科学合理控制危险化学品等高风险和劳动密集型作业场所人员数量。</li> </ul>
<b>完善从业人员安全素质准入制度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 提高危险化学品、金属冶炼、交通运输等高危行业领域从业人员安全素质准入条件。</li> <li>▪ 提升重点行业领域关键岗位人员职业技能。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinasafety.gov.cn/...>

- 重大・特大事故防止作業指針を実施し、安全生産の源からの管理・制御及び参入時の安全性チェック作業を全面的に強化することに関する指導意見

【発布機関】国务院安委会办公室  
 【発布番号】安委办〔2017〕7号  
 【発布日】2017-02-06  
 【概要】本意見では、以下の通り提起している。

<b>計画配置の安全面の要求を明確にした</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 人口集中地区における危険化学品及び化学工業企業の生産・倉庫保管場所の安全移転プロジェクトの実施を加速化する。新設の化学工業企業は化学工業園区に入居しなければならない。</li> </ul>
<b>重点業種・分野の参入する時の安全性チェックを厳格化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各地方は法律法規、本地域の業種・分野の実情などに応じて、高危険度業種・分野における企業の参入時の安全性チェック条件を明確にしなければならない。産業政策に合致せず、安全生産条件を満たさない企業については、一律認可してはならない。</li> <li>▪ 各地方は実情に応じて本地域における危険化学品などの「禁止・制限・制御」目録を制定し、且つ厳格に実施しなければならない。</li> <li>▪ 建設プロジェクト安全施設及び職業病防護施設の「三つの同時」制度（主体工程と同時に設計し、同時に施工し、同時に使用開始しなければならない）を整備する。危険化学品の生産・保管、金属製錬などの建設プロジェクトの安全衛生施設の設計をより厳格に審査する。粉じん・化学工業毒物の危害が深刻なプロジェクトなどにおける安全施設及び職業病防護施設の「三つの同時」制度の実施を厳しく促す。</li> <li>▪ 重点業種・分野の建設プロジェクトを厳格に審査許可する。高危険度プロジェクトを審査許可するにあたっては、安全生産を前提条件としなければならない。</li> </ul>
<b>製造工程、技術、設備及び材料の参入時の安全性チェックを強化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 立ち遅れた生産能力の廃止・退出を加速化する。制限類、廃止類危険化学品、金属製錬などの建設プロジェクトを認可してはならない。</li> <li>▪ 危険貨物輸送車両の製造安全技術基準及び安全配置基準を引き上げる。</li> <li>▪ 安全基準に合致しない工程技術設備及び材料の使用を強制的に廃止する。</li> </ul>
<b>特別場所の安全管理・制御制度を構築する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 危険化学品などのハイリスク及び労働集約型作業場所における人員の数を科学的、合理的に制御する。</li> </ul>
<b>従業員の参入時の安全素養チェック制度を整備する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 危険化学品、金属製錬、交通輸送などの高危険度業種・分野に従業する人員の参入時の安全素養チェック条件を引き上げる。</li> <li>▪ 重点業種・分野における重要な持ち場につく人員の職業安全スキルを向上させる。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinasafety.gov.cn/...>

● [关于切实加强 12315 消费者权益保护工作的意见](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局  
【发布文号】工商消字〔2017〕22号  
【发布日期】2017-01-25  
【内容提要】该意见提出：  
▪ 引导督促经营者设立“消费维权服务站”，健全商品质量和服务规范承诺、不合格商品退市、消费纠纷和解与消费侵权赔偿等制度。  
▪ 落实经营者首问和赔偿先付制度。强化经营者消费维权主体责任，督促经营者完善首问制度，按“谁销售商品谁负责，谁提供服务谁负责”原则，及时受理和处理消费者投诉，主动和解消费纠纷。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.saic.gov.cn/...](http://www.saic.gov.cn/)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

● [竞争法案例：滥用市场支配地位行为](#)

日前，湖北省某医药企业涉嫌滥用市场支配地位行为，被没收违法所得并处罚款。

2015年，当事人通过取得全国仅有的2家“药用水杨酸甲酯原料药”生产企业的产品全国总代理权，实际控制该原料药的销售市场。之后大幅提高产品价格，并要求用户承诺购买的原料药不作其他用途，不得自行销售，并交纳高额保证金、分享用户成品药的提价收益等。

当地工商部门认为其违反《反垄断法》第六条的规定，构成“没有正当理由搭售商品，或者在交易时附加其他不合理的交易条件”的行为；责令当事人停止违法行为并没收违法所得、处以2015年度销售额3%的罚款。

（里兆律师事务所 2017年02月10日编写）

● [12315 消費者權益保護作業を着実に強化することに関する意見](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局  
【発布番号】工商消字〔2017〕22号  
【発布日】2017-01-25  
【概要】本意見では以下の通り、提起している。  
▪ 「消費者權益保護サービスステーション」を設置するよう事業者に指導と働きかけを行い、商品品質とサービス規範化の承諾、不合格商品の市場撤去、消費者トラブル和解と消費者権利侵害賠償などの制度の健全化を図る。  
▪ 事業者問責・賠償先行制度を徹底させる。事業者の消費者權益保護主体责任を強化し、問責制度を整備し、「商品販売者が責任を負い、サービス提供者が責任を負う」という原則に則り、消費者のクレームを適時に受け対応し、自発的に消費者トラブルの和解解決を図るよう事業者に促す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.saic.gov.cn/...](http://www.saic.gov.cn/)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● [競争法事案：市場支配的地位の濫用行為](#)

先頃、湖北省の某医薬企業が市場支配的地位を濫用したとして、違法所得を没収され、過料を併科された。

2015年、当事者は全国に2社しかない「薬用サリチル酸メチル原薬」製造企業の製品の全国一手販売代理権を取得し、当該原薬の販売市場を実際に支配していた。後に製品価格を大幅に引き上げ、購入した原薬を他の用途に使用しないことを約束するようユーザーに求め、また自ら販売することを禁止し、高額の保証金を支払わせ、医薬品の価格値上げでユーザーが得た収益を分けるよう指示した。

現地の工商部門は、「独占禁止法」第六条規定に違反しており、「正当な理由なく商品の抱き合わせ販売を行った、又は取引時にその他不合理的取引条件を付加した」ことに該当するとして、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、2015年度の売上高の3%に相当する過料を併科した。

（里兆法律事務所が 2017年2月10日付で作成）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 清算与员工补偿
- 高尔夫球场会员权案件
- 债权回收案件

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 清算及び従業員に対する補償
- ゴルフ場会員権案件
- 債権回収案件